FWD insurance

FWD医療Ⅱ

無解約返戻金型医療保険Ⅱ

重要事項説明書	2025年3月作成
WEBしおり・約款検索コード	042-20250402

上記コードは、当社ホームページから『ご契約のしおり・約款』等をご覧いただく際に使用するコードです。

重要事項説明書（契約概要）

■「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

■契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1　保険商品の特徴としくみ

基本事項

正式名称	無解約返戻金型医療保険Ⅱ
ペットネーム	FWD医療Ⅱ

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、保険設計書や申込書にてご確認ください。

保険商品の特徴

■この保険は、入院（日帰り入院を含みます。）や手術等に対する一生涯の医療保障を主な目的とした保険です。

■各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

■健康状態等が所定の基準を満たしている場合には、標準体保険料率よりも保険料が割安な優良体保険料率が適用されます。

適用料率について

■主契約（本則）、特則および一部の特約の保険料は、ご契約内容のほか、被保険者の健康状態等に応じて、「優良体保険料率」または「標準体保険料率」のいずれかの保険料率を適用して計算します。
（被保険者が所定の年齢に満たない場合、健康状態等にかかわらず保険料率は「標準体保険料率」のみとなります。）

■「優良体保険料率」を適用するご契約にお申込みいただく際は、次の適用基準に関する事項について告知いただきます。

優良体保険料率の適用基準	● 健康状態および身体状態が、当社の引受基準において良好であると認められること ● 血圧値が次の範囲内であること 〈最大血圧140mmHg未満、最小血圧90mmHg未満〉 ● BMI（ボディ・マス・インデックス）（※1）の値が次の範囲内であること 〈18.0～27.0〉 ● 過去1年以内に喫煙（※2）していないこと

（※1）BMI＝体重（キログラム）÷｛身長（メートル）｝2
（※2）紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻きたばこ、電子たばこ、禁煙補助薬（ニコチンパッチ、ニコチンガム）等を使用することをいいます。
＊前記の適用基準に適合していない場合、「標準体保険料率」が適用されます。

被保険者の健康状態等の確認のため、所定の検査や健康診断結果通知書・人間ドック成績表等を求める場合があります。

この資料における「がん」、「特定3大疾病」、「特定8大疾病」とは次のとおりです。

がん	悪性新生物、上皮内新生物
特定3大疾病	がん、心疾患、脳血管疾患
特定8大疾病	がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、腎疾患、肝疾患、膵疾患

＊詳細は『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

[しくみ図(イメージ)] 全期払(※)の場合

(※)「全期払」とは保険期間と保険料払込期間が同じものをいいます。なお、保険料払込期間が保険期間より短いものを「短期払」といいます。

主契約(本則)

無解約返戻金型 医療保険Ⅱ

- 疾病入院給付金
- 災害入院給付金

入院給付金の支払限度の型: 30日型 / 60日型 / 120日型

- 手術給付金
- 放射線治療給付金
- 移植術給付金
- 骨髄ドナー給付金

手術給付金等の給付倍率の型: 1型 / 2型 / 3型

詳細は3ページ

一生涯保障

保険期間・保険料払込期間:終身

ご契約日

＋

付加できる特則

1. 特定3大疾病・骨折入院延長特則 または 特定8大疾病・骨折入院延長特則 詳細は5ページ — 一生涯保障
2. 健康給付金特則 詳細は5ページ — 所定の範囲内で更新します。

＋

付加できる特約

3. 先進医療特約 詳細は6ページ
4. 入院一時金特約Ⅱ 詳細は6ページ
5. 通院特約Ⅱ 詳細は7ページ
6. 女性総合医療特約Ⅱ 詳細は8ページ
7. 特定3大疾病給付金特約Ⅲ 保障範囲の型: 1型 / 2型 詳細は10ページ
8. がん診断給付金特約Ⅱ 詳細は11ページ
9. 抗がん剤治療給付金特約Ⅱ 詳細は11ページ
10. 自由診療抗がん剤治療特約(医療)Ⅱ 詳細は11ページ — 所定の範囲内で更新します。
11. 生活支援特約 詳細は12ページ
12. メンタル障害支援特約 詳細は13ページ
13. 特定損傷特約Ⅱ 詳細は13ページ

更新のお取扱いはありません。

14. 終身死亡保障特約(低解約返戻金型) 詳細は14ページ
15. 特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲ 保障範囲の型: 1型 / 2型 詳細は14ページ

一生涯保障

一生涯保障

2 主契約(本則)の保障内容について

主契約(本則)の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガにより入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。

保障内容

お支払いする給付金等		支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
入院給付金	疾病入院給付金	病気により1日以上の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	1回の入院につき: 30日型 は30日 60日型 は60日 120日型 は120日 通算:1,095日	被保険者
	災害入院給付金	所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から起算して180日以内に1日以上の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	1回の入院につき: 30日型 は30日 60日型 は60日 120日型 は120日 通算:1,095日	
手術給付金等	手術給付金	病気やケガにより所定の手術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	通算限度なし	
	放射線治療給付金	病気やケガにより所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	通算限度なし(30日に1回)	
	移植術給付金	病気やケガにより所定の骨髄移植術または所定の臓器移植術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	通算限度なし	
	骨髄ドナー給付金	責任開始日から起算して1年を経過した日以後に、所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	1回	
短期払の場合 死亡給付金		保険料払込期間満了後に死亡したとき	入院給付金日額×10	—	死亡給付金受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

入院給付金の支払限度

疾病入院給付金・災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数は、ご契約時に選択された支払限度の型(30日型・60日型・120日型)に応じ、それぞれ30日、60日または120日です。また、通算支払限度日数はいずれの支払限度の型においても、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ1,095日です。

手術給付金等の給付倍率

手術給付金等の支払額における入院給付金日額に乗じる給付倍率は、ご契約時に選択された給付倍率の型(1型・2型・3型)に応じ、次のとおりです。

給付倍率の型	1型	2型	3型
手術給付金	0倍	入院中の手術　:10倍 入院中以外の手術 : 5倍	入院中の手術(※): 開頭術・開胸術・開腹術: 特定3大疾病の治療を目的とした手術 60倍 / 上記以外の手術 20倍 左記以外の手術: 特定3大疾病の治療を目的とした手術 20倍 / 上記以外の手術 10倍 入院中以外の手術:5倍
放射線治療給付金	0倍	10倍	20倍
移植術給付金	0倍	10倍	60倍
骨髄ドナー給付金	0倍	10倍	10倍

(※)特定3大疾病の治療を目的とした入院中に、特定3大疾病以外の病気やケガにより所定の手術を受けたとき、特定3大疾病の治療を目的とした手術とみなして手術給付金をお支払いします。

● 入院給付金の支払限度の型・手術給付金等の給付倍率の型はご契約後に変更することはできません。
● 手術給付金等の給付倍率の型が1型の場合、手術給付金等の保障はありません。

主契約(本則)についての留意事項

疾病入院給付金・災害入院給付金について

疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を複数回したとき、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を複数回したときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなし、支払限度の型に応じた支払限度日数を適用します。ただし、疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

- **疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に複数回した場合でも、疾病入院給付金または災害入院給付金を重複して支払いません。**
- **疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、疾病入院給付金・災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、重複する入院期間については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払いません。**

手術給付金について

支払対象となる「所定の手術」とは、次のいずれかに該当する手術のことをいいます。

- 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている診療行為
- 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として定められている診療行為
- 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術

- **次の手術は支払対象となりません。**
  - ・創傷処理　・切開術(皮膚、鼓膜)　・デブリードマン
  - ・骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術　・抜歯手術
  - ・鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)および鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)
  - ・異物除去(外耳、鼻腔内、角膜・強膜、結膜下)　・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
  - ・涙点プラグ挿入術　・結膜結石除去術
- **先進医療に該当する診療行為のうち、次の診療行為は支払対象となりません。**
  - ・検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為
  - ・輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為
- **手術給付金の支払事由に該当する手術を、同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたとき等は、支払回数に制限がある場合があります。**

放射線治療給付金について

支払対象となる「所定の放射線治療」とは、次のいずれかに該当する放射線治療のことをいいます。

- 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為(血液照射を除きます。)
- 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として定められている診療行為(血液照射を除きます。)
- 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

移植術給付金について

- 支払対象となる「所定の骨髄移植術」とは、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として定められている骨髄移植術のことをいいます。また、「末梢血幹細胞移植」と「臍帯血幹細胞移植」を含みます。
- 支払対象となる「所定の臓器移植術」とは、被保険者が受容者となる、心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・腎臓の移植術のことをいいます。

骨髄ドナー給付金について

「所定の骨髄幹細胞の採取術」には、「末梢血幹細胞の採取術」を含みます。

責任開始日(復活の場合は最後の復活日)から起算して1年以内に「所定の骨髄幹細胞の採取術」を受けたときは、支払対象となりません。

死亡給付金について

お取扱いは次のとおりです。

全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。	
短期払	保険料払込期間中	：死亡給付金はありません。
	保険料払込期間満了後	：保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の死亡給付金をお支払いします。

主契約（本則）の保険料払込みの免除

主契約（本則）の責任開始期以後の保険料払込期間中に、被保険者が次の事由に該当したときは、以後の保険料（主契約（本則）に付加されている特則・特約の保険料も含みます。）のお払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由の概要	病気やケガにより所定の高度障害状態に該当したとき
	所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき

保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

3 付加できる特則について

特則を付加することにより、責任開始期以後の保険期間中に被保険者が発病した特定の病気やケガ等の保障等を充実させることができます。
（注）ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。また、特則をご契約後に中途付加することはできません。

① 特定3大疾病・骨折入院延長特則／特定8大疾病・骨折入院延長特則

特則名	特定3大疾病・骨折入院延長特則	特定8大疾病・骨折入院延長特則
お取扱いの概要	(1) 特定3大疾病により疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、疾病入院給付金の1回の入院・通算の支払限度日数にかかわらず、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。	(1) 特定8大疾病により疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、疾病入院給付金の1回の入院・通算の支払限度日数にかかわらず、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。
	(2) 所定の不慮の事故による骨折で災害入院給付金の支払事由に該当したときは、災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数にかかわらず、その入院日数分の災害入院給付金を支払います。ただし、災害入院給付金の支払日数が通算支払限度日数に達した日の翌日以後は災害入院給付金を支払いません。	

特定3大疾病・骨折入院延長特則／特定8大疾病・骨折入院延長特則についての留意事項

同一の契約に特定3大疾病・骨折入院延長特則と特定8大疾病・骨折入院延長特則をあわせて付加することはできません。

② 健康給付金特則

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	受取人
健康給付金	被保険者が5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に継続10日以上の入院に対する疾病入院給付金・災害入院給付金がいずれも支払われなかったとき	主契約(本則)の入院給付金日額×10	ご契約者

4 付加できる特約について

特約を付加することにより、特約の責任開始期以後の保険期間中に被保険者が発病した病気やケガ等の保障を充実させることができます。

(注)ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。また、指定代理請求人特約を除き、特約をご契約後に中途付加することはできません。

3 先進医療特約

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療による療養に係る技術料と同額	通算:2,000万円	主契約の入院給付金受取人
先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金×10%相当額	—	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

先進医療特約についての留意事項

先進医療給付金のお支払いが支払通算限度に達したときは、この特約は消滅したものとみなします。

4 入院一時金特約Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
疾病入院一時金	病気により入院をし、主契約の疾病入院給付金が支払われるとき	入院一時金額	—	主契約の入院給付金受取人
災害入院一時金	ケガにより入院をし、主契約の災害入院給付金が支払われるとき	入院一時金額	—	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

入院一時金特約Ⅱについての留意事項

疾病入院一時金の支払事由に該当する入院を複数回したとき、または災害入院一時金の支払事由に該当する入院を複数回したときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

- 主契約に特定3大疾病・骨折入院延長特則または特定8大疾病・骨折入院延長特則が付加されていない場合で、主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払いがいずれも通算支払限度日数に達したときは、この特約は消滅したものとみなします。
- 睡眠時無呼吸による入院(その診断または検査のための入院を含みます。)をした場合で、その入院の日数が2日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、支払対象となりません。

⑤ 通院特約Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
通院給付金	主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった病気やケガにより、次のいずれかの通院対象期間中に通院をしたとき (1) 入院の直接の原因が特定3大疾病以外のときは、その入院の退院日の翌日から起算して180日以内の期間 (2) 入院の直接の原因が特定3大疾病のときは、その入院の退院日の翌日から起算して5年以内の期間	通院給付金日額 ×通院日数	1回の通院対象期間中の通院につき：30日(※) 通算：1,095日(※)	主契約の入院給付金受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

(※)特定3大疾病により通院給付金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院給付金の支払限度にかかわらず、通院対象期間中の通院日数分の通院給付金を支払います。

通院特約Ⅱについての留意事項

- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払対象となる日に通院した場合、通院給付金は支払いません。
- 同一の日に複数回通院をした場合、通院給付金は重複して支払いません。
- 複数の病気またはケガにより1回の通院をした場合、通院給付金は重複して支払いません。
- 主契約に特定3大疾病・骨折入院延長特則または特定8大疾病・骨折入院延長特則が付加されていない場合で、主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払いがいずれも通算支払限度日数に達したときは、この特約は消滅したものとみなします。

⑥ 女性総合医療特約Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
女性疾病入院給付金	所定の女性疾病により1日以上の入院をしたとき	女性入院給付金日額×入院日数	主契約の入院給付金の支払限度と同じ	主契約の入院給付金受取人
女性特定手術給付金	(1)次のいずれかの乳房観血切除術を受けたとき ①診断確定または再発・転移が確認された(※1)乳がんの治療を直接の目的とする乳房観血切除術 ②乳がんと診断確定または再発・転移が確認され(※1)、乳がんの罹患リスク低減を目的として受けた乳房観血切除術(※2) ③卵巣がんもしくは卵管がんと診断確定または再発・転移が確認され(※1)、乳がんの罹患リスク低減を目的として受けた乳房観血切除術(※2)	女性入院給付金日額×30	●乳房観血切除術：片側1乳房につき1回 ●卵巣観血切除術：2回 ●子宮観血切除術：1回	
	(2)次のいずれかの卵巣観血切除術を受けたとき ①所定の女性疾病の治療を直接の目的とする卵巣観血切除術 ②乳がんと診断確定または再発・転移が確認され(※1)、卵巣がんの罹患リスク低減を目的として受けた卵巣観血切除術(※2)			
	(3)所定の女性疾病により子宮観血切除術を受けたとき			
	(4)診断確定または再発・転移が確認された(※1)乳がんにより、所定の乳房にかかわる手術(※3)を受けたとき	女性入院給付金日額×10	通算限度なし	
	(5)所定の女性疾病により、所定の子宮または子宮附属器にかかわる手術(※4)を受けたとき			
	(6)所定の女性疾病により、所定の甲状腺または副甲状腺(上皮小体)にかかわる手術を受けたとき			
女性放射線治療給付金	所定の女性疾病により所定の放射線治療を受けたとき	女性入院給付金日額×10	通算限度なし(30日に1回)	
乳房再建術給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	女性入院給付金日額×100	片側1乳房につき1回	
がん外見ケア給付金	診断確定または再発・転移が確認された(※1)がんの治療により、頭髪に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	女性入院給付金日額×5	1回	
女性特定不妊治療給付金	この特約の責任開始日から起算して2年を経過した日以後に、妊娠を直接の目的とする体外受精または顕微授精の治療過程における、採卵または胚移植(※5)のいずれかの施術(※6)を受けたとき	女性入院給付金日額×10	6回	

(※1)この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険期間中にがんと診断確定または再発・転移が確認された場合に限ります。
(※2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術に限ります。
(※3)女性特定手術給付金の支払事由の概要(1)に該当する手術を除きます。
(※4)女性特定手術給付金の支払事由の概要(2)、(3)に該当する手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で産科手術に分類される診療行為、疾病を直接の原因としない不妊手術、妊娠を直接の目的とした人工授精および採卵、胚移植その他の体外受精または顕微授精の治療過程で受けた施術(受精卵または胚の管理、保存等を含みます。)を除きます。
(※5)被保険者の卵子から作成した胚で行われる場合に限ります。
(※6)体外受精または顕微授精の治療以外では、妊娠もしくは出産にいたる見込みがないまたは極めて少ないとの医師の診断に基づく施術とします。

女性疾病入院給付金の支払限度

女性疾病入院給付金の支払限度日数は、ご契約時に選択された主契約の支払限度の型（30日型・60日型・120日型）に応じ、主契約の1回の入院の支払限度日数と同じ支払限度日数（30日・60日・120日）です。また、通算支払限度日数は、いずれの支払限度の型においても1,095日です。
ただし、所定のがん・妊娠・分娩・産じょくにより女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、女性疾病入院給付金の支払限度にかかわらず、その入院日数分の女性疾病入院給付金を支払います。

女性総合医療特約Ⅱについての留意事項

女性疾病入院給付金について

女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を複数回したときは、それぞれの入院の直接の原因となった女性疾病が同一の女性疾病であるか否かにかかわらず1回の入院とみなし、主契約の支払限度の型に応じた支払限度日数を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して90日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

> **女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に複数回した場合でも、女性疾病入院給付金を重複して支払いません。**

女性特定手術給付金について

■「乳房観血切除術」と「乳房にかかわる手術」を同一の日に受けた場合は、「乳房観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金を支払います。
■「卵巣観血切除術」と「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合は、「卵巣観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金を支払います。
■「子宮観血切除術」と「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合は、「子宮観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金を支払います。

> **女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を、同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたとき等は、支払回数に制限がある場合があります。**

女性放射線治療給付金について

支払対象となる「所定の放射線治療」とは、次のいずれかに該当する放射線治療のことをいいます。
●医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為（血液照射を除きます。）
●歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として定められている診療行為（血液照射を除きます。）
●先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

女性特定不妊治療給付金について

> **責任開始日(復活の場合は最後の復活日)から起算して2年以内に施術を受けたときは、支払対象となりません。**

⑦ 特定3大疾病給付金特約Ⅲ

お支払いする給付金等	支払事由の概要 保障範囲の型 1型	支払事由の概要 保障範囲の型 2型	支払額	支払限度	受取人
がん診断給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 初めてがんと診断確定された(※1)(※2)とき (2) 既に診断確定された(※1)がんとは関係なく、新たにがんと診断確定(※2)されたとき (3) 診断確定された(※1)がんの再発または転移(※2)が認められたとき (4) 診断確定された(※1)がんについて当社所定の治療により入院をしているときまたは通院をしたとき		特定3大疾病給付金額	通算限度なし(1年に1回)	主契約の入院給付金受取人
心疾患給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の心疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の急性心筋梗塞により、1日以上の入院をしたとき (3) 所定の急性心筋梗塞以外の心疾患により、継続して15日以上の入院をしたとき	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の心疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の心疾患により、1日以上の入院をしたとき	特定3大疾病給付金額	通算限度なし(1年に1回)	
脳血管疾患給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の脳血管疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の脳卒中により、1日以上の入院をしたとき (3) 所定の脳卒中以外の脳血管疾患により、継続して15日以上の入院をしたとき	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の脳血管疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の脳血管疾患により、1日以上の入院をしたとき	特定3大疾病給付金額	通算限度なし(1年に1回)	
リハビリ給付金	所定の脳血管疾患により、初めて医師の診療を受けた日から起算して180日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		特定3大疾病給付金額×50%	1回	

(※1) この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。
(※2) この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険期間中に死亡し、その後にがんと診断確定された場合は、死亡前に病理組織学的所見を得るための生検を受けているときはがん診断給付金を支払います。

特定3大疾病給付金特約Ⅲについての留意事項

- この特約のがん診断給付金の支払事由に同時に複数該当した場合、この特約のがん診断給付金を重複して支払いません。
- 同一の日に心疾患給付金の支払事由に複数回該当した場合、心疾患給付金を重複して支払いません。
- 同一の日に脳血管疾患給付金の支払事由に複数回該当した場合、脳血管疾患給付金を重複して支払いません。
- 同一の契約にこの特約と特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲを付加する場合、保障範囲の型は同一の型のみ選択できます。
- 保障範囲の型はご契約後に変更することはできません。

⑧ がん診断給付金特約Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
がん診断給付金	次のいずれかに該当したとき (1)初めてがんと診断確定された(※1)(※2)とき (2)既に診断確定された(※1)がんとは関係なく、新たにがんと診断確定(※2)されたとき (3)診断確定された(※1)がんの再発または転移(※2)が認められたとき (4)診断確定された(※1)がんについて当社所定の治療により入院をしているときまたは通院をしたとき	がん診断給付金額	通算限度なし(1年に1回)	主契約の入院給付金受取人

(※1)この特約の責任開始日(主契約の責任開始日から起算して91日目)以後の保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。
(※2)この特約の責任開始日(主契約の責任開始日から起算して91日目)以後の保険期間中に死亡し、その後にがんと診断確定された場合は、死亡前に病理組織学的所見を得るための生検を受けているときはがん診断給付金を支払います。

がん診断給付金特約Ⅱについての留意事項

支払事由に同時に複数該当した場合、この特約のがん診断給付金を重複して支払いません。

⑨ 抗がん剤治療給付金特約Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
抗がん剤治療給付金	診断確定または再発・転移が確認された(※1)がんにより、所定の抗がん剤・ホルモン剤治療のため、入院または通院(※2)をしたとき	抗がん剤治療給付金額	通算限度なし(同一月に1回)	主契約の入院給付金受取人

(※1)この特約の責任開始日(主契約の責任開始日から起算して91日目)以後の保険期間中にがんと診断確定または再発・転移が確認された場合に限ります。
(※2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤またはホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。

抗がん剤治療給付金特約Ⅱについての留意事項

■支払対象には、がんの再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与および処方のための入院または通院を含みます。
■支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤については、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

⑩ 自由診療抗がん剤治療特約(医療)Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
自由診療抗がん剤治療給付金	診断確定または再発・転移が確認された(※1)がんにより、所定の抗がん剤・ホルモン剤治療のため、所定の病院等(※2)において入院または通院をしたとき	(※3)をご覧ください。	通算:1億円	主契約の入院給付金受取人

(※1)この特約の責任開始日(主契約の責任開始日から起算して91日目)以後の保険期間中にがんと診断確定または再発・転移が確認された場合に限ります。
(※2)「所定の病院等」とは、がん診療連携拠点病院等・小児がん拠点病院等、がんゲノム医療中核拠点病院等、特定機能病院、日本臨床腫瘍学会認定研修施設またはそれらに準ずると当社が認めた日本国内の病院をいいます。詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。
(※3)自由診療抗がん剤治療給付金の支払額は次のとおりです。

所定の抗がん剤またはホルモン剤の処方または投与に対して被保険者が負担する薬剤料(消費税を含みます。)と同額。ただし、次の金額を上限とします。
(1)被保険者が処方または投与された所定の抗がん剤またはホルモン剤が適応外使用(※4)に該当する場合
抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた日現在の薬価基準において定められている薬剤の価格
(2)被保険者が処方または投与された所定の抗がん剤またはホルモン剤が未承認薬に該当する場合
国内外の薬剤の価格(※5)の2.5倍の金額

(※4)「適応外使用」とは、抗がん剤またはホルモン剤治療を受けた時点において、厚生労働大臣による製造販売の承認時に効能または効果が厚生労働大臣により認められたがんとは異なるがんに対して使用すること、または異なる用法・用量で使用することをいいます。
(※5)国内外における薬剤の卸売価格や実勢価格を参考とします。

自由診療抗がん剤治療特約（医療）Ⅱについての留意事項

■支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤には、所定の要件があります。以下は要件の一部です。
次のいずれかに該当する薬剤であること
(1) 抗がん剤またはホルモン剤治療を受けた時点における、米国National Comprehensive Cancer Network (NCCN) ガイドラインが推奨する治療方針に基づき処方または投与される適応外使用の薬剤
(2) 患者申出療養として処方または投与される適応外使用の薬剤または未承認薬

■その他の所定の要件については、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

■処方または投与された薬剤によっては、支払対象にならない場合があります。また、支払対象となる場合でも、支払額に上限がある場合があります。そのため、治療開始前に総合サービスセンターまでお問い合わせください。

自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いが支払通算限度に達したときは、この特約は消滅したものとみなします。

11 生活支援特約

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
障害年金	次のいずれかに該当したとき (1) 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき (2) 国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき	生活支援年金月額	—	主契約の入院給付金受取人
介護年金	公的介護保険制度により要介護1以上の状態に該当していると認定され、その効力(※)が生じたとき	生活支援年金月額	—	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

(※) 要介護認定の効力は、その申請のあった日にさかのぼって生じます。

年金支払期間等

■障害年金または介護年金の支払事由が生じた日からこの特約の保険期間満了の日までの期間を年金支払期間とします。

■保険期間満了の直前に支払事由に該当された場合でも、第1回の年金の支払日から2年間、保険期間の満了の日をこえて年金をお受取りいただける「最低支払保証期間」を設けています。

生活支援特約についての留意事項

障害年金・介護年金は、支払事由に該当した日以後、最初に到来する契約日の月単位の応当日の前日を第1回の支払日とし、以後、年金支払期間満了の日までの契約日の毎月の応当日の前日に支払います。

障害年金・介護年金は重複して支払いません。

障害年金について

支払対象となる支払事由の概要(2)の「障害等級1級または2級」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級をいいます。ただし、次の場合を除きます。

- 1級の第10号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）
- 1級の第11号（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）
- 2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）
- 2級の第17号（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）

⑫ メンタル障害支援特約

（注）この特約は、生活支援特約が付加されている場合に限り付加することができます。

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
メンタル障害年金	次のいずれかに該当したとき (1) 精神保健福祉法に定める障害の等級が1級または2級の障害に該当し、精神障害者保健福祉手帳が交付されたとき (2) 国民年金法に基づき、障害等級1級の第10号または2級の第16号に該当していると認定されたとき	メンタル障害支援年金月額	—	主契約の入院給付金受取人
初期メンタル障害一時金	次のいずれかに該当したとき (1) 精神保健福祉法に定める障害の等級が1級、2級または3級の障害に該当し、精神障害者保健福祉手帳が交付されたとき (2) 国民年金法に基づき、障害等級1級の第10号または2級の第16号に該当していると認定されたとき	メンタル障害支援年金月額×2	1回	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

メンタル障害年金の年金支払期間

年金支払期間は、第1回の年金の支払日から2年です。

メンタル障害支援特約についての留意事項

支払対象となるメンタル障害年金・初期メンタル障害一時金の支払事由の概要（2）の「障害等級1級の第10号または2級の第16号」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める、障害等級1級の第10号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）または2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）をいいます。

メンタル障害年金が年金支払期間満了まで支払われたとき、この特約は消滅します。

メンタル障害年金について

■支払事由に該当した日以後、最初に到来する契約日の月単位の応当日の前日を第1回の支払日とし、以後、年金支払期間満了の日までの契約日の毎月の応当日の前日に支払います。

■支払対象となる「精神保健福祉法に定める障害の等級が1級または2級の障害」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。

初期メンタル障害一時金について

支払対象となる「精神保健福祉法に定める障害の等級が1級、2級または3級の障害」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級、2級または3級に認定された状態をいいます。

⑬ 特定損傷特約Ⅱ

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
特定骨折給付金	所定の不慮の事故によるケガで骨折し、その事故の日から起算して180日以内に治療を受けたとき	特定骨折・熱中症給付金額	通算：12回	主契約の入院給付金受取人
熱中症給付金	熱中症により所定の点滴注射（※）を受けたとき	特定骨折・熱中症給付金額×20%	通算：12回（30日に1回）	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

（※）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に注射料の算定対象として定められている点滴注射に限ります。

特定損傷特約Ⅱについての留意事項

- 同一の不慮の事故による骨折に対する特定骨折給付金の支払いは、1回に限ります。
- 特定骨折給付金および熱中症給付金のお支払いがいずれも通算支払限度回数に達したときは、この特約は消滅したものとみなします。

⑭ 終身死亡保障特約(低解約返戻金型)

お支払いする給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
死亡保険金	死亡したとき	保険金額	―	死亡保険金受取人
高度障害保険金	病気やケガにより所定の高度障害状態に該当したとき	保険金額	―	主契約の入院給付金受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。
＊詳細は注意喚起情報「4 給付金等をお支払いできない場合等」および『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

終身死亡保障特約(低解約返戻金型)についての留意事項

- 高度障害保険金が支払われたときには、この特約は消滅したものとみなします。
- 死亡保険金・高度障害保険金は重複して支払いません。
- この特約は主契約(本則)が短期払の場合、付加することはできません。

⑮ 特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲ

主契約の保険料払込期間中に次のいずれかに該当したときに、以後の主契約(本則)・特約・特則の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	保険料払込みの免除事由の概要	
	保障範囲の型	
	1型	2型
がん	初めてがんと診断確定された(※)とき	
心疾患	次のいずれかに該当したとき (1)所定の心疾患により、所定の手術を受けたとき (2)所定の急性心筋梗塞により、1日以上の入院をしたとき (3)所定の急性心筋梗塞以外の心疾患により、継続して15日以上の入院をしたとき	次のいずれかに該当したとき (1)所定の心疾患により、所定の手術を受けたとき (2)所定の心疾患により、1日以上の入院をしたとき
脳血管疾患	次のいずれかに該当したとき (1)所定の脳血管疾患により、所定の手術を受けたとき (2)所定の脳卒中により、1日以上の入院をしたとき (3)所定の脳卒中以外の脳血管疾患により、継続して15日以上の入院をしたとき	次のいずれかに該当したとき (1)所定の脳血管疾患により、所定の手術を受けたとき (2)所定の脳血管疾患により、1日以上の入院をしたとき

(※)この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険料払込期間中にがんと診断確定された場合に限ります。

- 同一の契約にこの特約と特定3大疾病給付金特約Ⅲを付加する場合、保障範囲の型は同一の型のみ選択できます。
- 保障範囲の型はご契約後に変更することはできません。

指定代理請求人特約

お取扱いの概要	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、指定代理請求人が請求を行うことができます。

＊被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない特別な事情があるときを含みます。

5 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はありません。

6 解約返戻金について

■主契約の解約返戻金のお取扱いは次のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中　　：解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後：保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金をお支払いします。

■終身死亡保障特約（低解約返戻金型）を解約または保険金額を減額した場合は、解約返戻金をお支払いします。ただし、低解約返戻金期間（保険料払込期間と同一）中に解約または保険金額を減額した場合、お受取りになる解約返戻金は、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額に70%を乗じた水準となります。

■主契約に終身死亡保障特約（低解約返戻金型）を付加し、かつ、特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲを付加した場合、特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲの解約返戻金があるときがあります。

■終身死亡保障特約（低解約返戻金型）および特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲ（※）以外の特約および特則については、解約返戻金はありません。

（※）主契約に終身死亡保障特約（低解約返戻金型）を付加していない場合、特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲの解約返戻金はありません。

健康給付金特則を付加する場合、次の点にご注意ください。

- 短期払でご契約の場合、保険料払込期間満了後の解約返戻金は入院給付金日額の10倍となりますが、払込保険料の累計額に比べて大幅に少ない金額となります。
- 健康給付金特則を付加する場合、健康給付金特則を付加しない場合と比べて、払込保険料の累計額と解約返戻金額との差が大きくなります。
- 詳細は『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

7 更新について

■次の特約・特則は、主契約(本則)の保険料払込期間中に特約・特則の保険期間が満了するとき、所定の範囲内で自動的に更新されます。更新をご希望にならない場合は、保険期間が満了する月の前月の末日までにお申出ください。

健康給付金特則、自由診療抗がん剤治療特約(医療)Ⅱ

■更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

■保険期間は更新前の保険期間と同一とします。

- 次の場合、更新のお取扱いをいたしません。
  - ・更新後の特約・特則の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
  - ・更新後の特約・特則の保険期間満了の日が主契約(本則)の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- 健康給付金特則は、保険料払込みの免除となった場合、更新のお取扱いをいたしません。

重要事項説明書（注意喚起情報）

■「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
■このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）は「ご契約の申込日」または「重要事項説明書(注意喚起情報) の書面または電磁的記録を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内であれば、書面または電磁的記録(※)のいずれかによりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）ができます。
（※）電子情報処理機器（パソコン・タブレット・スマートフォン等)を使用して、当社ホームページにアクセスしてお申出いただく方法です。

■「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に保険金・年金・給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に、申込者等が保険金・年金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■お申込みの撤回等があった場合には、当社は、お払込みいただいた金額を申込者等に全額返還します。

■当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

＊当社より保険証券を発行しているご契約については、お申込みの撤回等の処理完了後に「ご契約取消手続完了のご案内」をお送りいたします。そのご案内にて、お申込みの撤回等の処理が完了したことをご確認いただき、保険証券を破棄してください。

お申出方法

■書面による場合

●郵便により、総合サービスセンター宛にお申出ください。

(1)「お申込みの撤回等の書面」の記入事項

・お申込みの撤回等をする旨の文言　・証券番号　・保険種類　・申込者等の氏名(自署)
・住所、電話番号　・送金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人(※))

（※）口座名義人はご契約者と同一としてください。また、口座名義人名も省略せずご記入ください。

(2)「お申込みの撤回等の書面」の送付先

〒530-8573　大阪府大阪市北区大深町3-1　グランフロント大阪タワーB
FWD生命保険株式会社　総合サービスセンター

●書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

■電磁的記録による場合

●当社では、ホームページに専用のお申出フォーム(https://customer.fwdlife.co.jp/seimei/cooling-off/)を用意しておりますので、必要事項を入力・送信することによりお申出ください。
●電磁的記録によるお申出の場合は、電磁的記録を発信した時（当社ホームページでお申出いただいた場合は、必要事項を入力後、送信が完了した時）に効力を生じます。

2 健康状態や職業等の告知義務について

告知義務について

■ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。

■過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態および職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

> 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
> 生命保険募集人(代理店)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴等がある方への引受対応について

■ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがありますが、「特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けすることもあります。

■傷病歴のある方へ引受範囲を拡大した商品(当社の通常の保険に比べ保険料は割増しされています。)も販売しています。

告知が事実と相違する場合

■故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。

- 責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
- ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。

■上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないこと等があります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3 保障の責任開始期について

■責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

責任開始期に関する特約を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)」または「告知の時」のいずれか遅い時
責任開始期に関する特約を付加する場合	「お申込みを受けた時(当社が保険契約の申込書を受領した時)」または「告知の時」のいずれか遅い時

(※)第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性等を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

■生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

- 特約や給付金等によっては、がんの保障について、主契約または特約の責任開始日から起算して91日目から保障を開始する場合があります。
- 保障の責任開始期について、詳細は『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

4 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いができません。また、保険料のお払込みを免除できません。
＊詳細は『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

支払事由に該当しない場合

例：●責任開始期前に生じた病気やケガの場合(約款に定めがある場合を除きます。)

＊責任開始期前に生じた病気やケガについて、被保険者に受診歴がなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察を含みます。）を受けたことがない場合でご契約者または被保険者が症状について認識や自覚をしていないとき等は、給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除の対象となることがあります。

●がんの診断確定が病理組織学的所見（生検を含み、剖検を除きます。）により医師によってなされなかった場合

＊病理組織学的所見が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

責任開始日の前日以前のがんの診断確定による無効の場合等

●がん診断給付金特約Ⅱ・抗がん剤治療給付金特約Ⅱ・自由診療抗がん剤治療特約（医療）Ⅱを付加している場合、被保険者がこれらの特約の責任開始日の前日（主契約の責任開始日から起算して90日目）以前にがんと診断確定されたときは、これらの特約は無効となり、給付金のお支払いができません。

●女性総合医療特約Ⅱ・特定3大疾病給付金特約Ⅲ・特定3大疾病保険料払込免除特約Ⅲを付加している場合、被保険者がこれらの特約の責任開始日から起算して90日目以前にがんと診断確定されたときは、そのがんの診断確定の日から起算して6か月以内にご契約者からお申出があった場合は、これらの特約は無効となります。

＊6か月以内にお申出がないときは、これらの特約を継続します。この場合、新たにがんと診断確定されても、給付金等によっては、給付金のお支払いまたは保険料払込みの免除ができないことがあります。

免責事由に該当した場合

例：被保険者等の故意または重大な過失、被保険者の犯罪行為によるとき

告知義務違反による解除の場合

重大事由による解除の場合

給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

保険料のお払込みがないことによる失効の場合

保険契約について詐欺による取消しの場合

給付金等の不法取得目的による無効の場合

5 ご契約内容等の確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

■第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

■猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。

■責任開始期に関する特約を付加する場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了の日の属する月の翌月1日から翌々月末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7 効力を失ったご契約の復活について

■効力を失ったご契約でも、失効日から1年以内であれば復活を申し込むことができます。

■この場合、次のとおり取り扱います。

●改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります。)

●失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。

● ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

＊詳細は『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

8 ご契約の解約と解約返戻金

■払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがいまして解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

■この保険の解約返戻金については、契約概要「6 解約返戻金について」をご覧ください。

9 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。)して新たなご契約をお申込みになる場合、次の点でご契約者に不利益となることがあります。

■現在のご契約についての留意事項

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

■新たなご契約についての留意事項

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による取消しの規定等について、新たなご契約の締結または復活に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 現在のご契約のままであれば給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除ができる場合であっても、新たなご契約では、責任開始期前に生じた病気やケガを原因とする場合には、お支払い等ができないことがあります。
- 新たなご契約ががんを保障するご契約の場合、多くの場合、新たなご契約の主契約の責任開始日から起算して91日目からがんに関する保障が開始されます。新たなご契約の保障が開始される前に、現在のがんを保障するご契約を解約すると、がんに関する保障のない期間が発生することがあります。

10 給付金額等が削減される場合

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

■当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820　月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00、13:00-17:00　https://www.seihohogo.jp/

11 給付金等のご請求について

■給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(最寄りの営業部門または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。

■ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。

■代理請求について

- 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
- ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。

■ご住所等を変更された場合

当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

12 法令等の改正に伴う支払事由の変更

■法令等の改正により、公的医療保険制度、身体障害者福祉法、国民年金法、公的介護保険制度および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正があった場合で特に必要と認めたときは、当社は主務官庁の認可を得て、将来に向かって普通保険約款および所定の特約の給付金等の支払事由を法令等の改正に適した内容に変更することがあります。

■この場合、当社は、変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13 ご相談・ご照会・苦情等の窓口

FWD生命の窓口

ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

FWD生命 総合サービスセンター

0120-211-901（通話料無料）

月−金（祝日・年末年始を除く）
9:00−18:00

指定紛争解決機関

■この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/)

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

MEMO

MEMO

MEMO

（ご参考）『ご契約のしおり・約款』について

『ご契約のしおり・約款』はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ず内容をご確認ください。

『WEBしおり・約款』のご案内

■当社ホームページでは、いつでも『ご契約のしおり・約款』を閲覧・ダウンロードできる『WEBしおり・約款』をご用意しています。

『ご契約のしおり・約款』の閲覧・ダウンロード方法

1. インターネットで当社ホームページ内の『WEBしおり・約款』へアクセス
   ■検索サイトから

   FWD生命　約款

   ■URLまたは二次元コードから
   http://article.fwdlife.co.jp/yakkan/top.php

2. WEBしおり・約款検索コードを入力し、「検索」ボタンをクリック

保険種類	FWD医療Ⅱ
WEBしおり・約款 検索コード	042-20250402

   ※同一の保険種類が複数の検索コードを有することがあります。

3. 「保険種類」「契約日」をご確認のうえ、「PDFファイルを開く」ボタンをクリック

4. 『ご契約のしおり・約款』のPDFファイルを閲覧・ダウンロード

※『ご契約のしおり・約款』を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

■ご契約のお申込み後に紙冊子の『ご契約のしおり・約款』をご希望の場合は、郵送でお送りいたしますので、総合サービスセンターまでお申出ください。

FWD生命 総合サービスセンター

0120-211-901（通話料無料）　月-金（祝日・年末年始を除く）9:00-18:00

当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023　東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル
ホームページ　fwdlife.co.jp
総合サービスセンター　0120-211-901（通話料無料）
受付時間：月-金（祝日・年末年始を除く）9:00-18:00

募集代理店

X3411　登録No.FLI-A40072-2402